

障サ第 1149 号
令和 6 年 6 月 7 日

各指定障害福祉サービス事業者
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業者
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業者
（指定都市・中核市に所在する事業者を除く。）

代表者 様

神奈川県福祉子どもみらい局
福祉部障害サービス課長
（ 公 印 省 略 ）

令和 6 年度障害福祉サービス等情報公表制度の実施について（通知）

日頃から障がい福祉施策の推進に御理解、御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法により、障がい者及び障がい児の保護者が指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等を利用するに当たり、サービスを適切に選択できるようにするため、事業者は提供するサービスについての情報を毎年度県が定めるところにより公表することとされています。

この度、標記の件について、別紙 1「神奈川県障害福祉サービス等情報公表実施要綱」及び別紙 2「令和 6 年度神奈川県障害福祉サービス等情報公表実施要領」により、実施することといたしましたので通知します。

各事業者におかれましては、実施要綱及び令和 6 年度実施要領を参照の上、事業者及び事業所の情報を速やかに御報告くださいますようお願いいたします。

なお、報告を行っていない事案が生じた場合には報酬の減算等、虚偽の内容を報告した等の場合には勧告、命令、指定取消等の行政処分の対象となる場合がありますので、御留意ください。

問合せ先
監査グループ
情報公表担当
電話 045-210-4736(直通)

障害福祉サービス等情報公表制度の公表事項の変更点について

障害福祉サービス等情報公表制度の施行の一部改正に伴い、公表する事項について、下記に示しました2点（二重下線部分）が追加になりました。

障害者総合支援法施行規則/児童福祉法施行規則
障害福祉課長通知

別表第一
基本情報

三 事業所等においてサービスに従事する従業者一人当たりの利用者等

ホ 高次脳機能障害支援養成研修又はこれに準ずるものとして都道府県知事が定める研修課程の修了者数

障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修課程の修了者数

四 サービスの内容に関する事項

チ その他サービスの種類に応じて必要な事項

【就労移行支援、就労継続支援A・B型】

就労継続支援A型における運営状況の評価（スコア）

神奈川県障害福祉サービス等情報公表実施要綱

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。)第 76 条の 3 及び児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 33 条の 18 に基づき、神奈川県が指定した指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等(以下「指定障害福祉サービス等」という。)に係るサービスの選択に資する情報の報告及び公表について必要な事項を定める。

2 実施主体

実施主体は、神奈川県とする。

3 情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類

情報の公表を行う指定障害福祉サービス等の種類は、以下のとおりとする。

(1) 指定障害福祉サービス(共生型障害福祉サービスを含む。)

指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護、指定行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定重度障害者等包括支援、指定施設入所支援、指定自立訓練、指定就労移行支援、指定就労継続支援、指定就労定着支援、指定自立生活援助及び指定共同生活援助

(2) 指定地域相談支援

指定地域移行支援及び指定地域定着支援

(3) 指定計画相談支援

(4) 指定通所支援(共生型通所支援を含む。)

指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)、指定放課後等デイサービス、指定居宅訪問型児童発達支援及び指定保育所等訪問支援

(5) 指定障害児相談支援

(6) 指定入所支援(指定発達支援医療機関が行うものを除く。)

指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設

4 公表する情報の内容

公表する情報の内容は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)の別表第 1 号及び別表第 2 号並びに児童福祉法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 11 号)の別表第 2 及び別表第 3 に掲げる項目とし、その具体的内容は別添 1 の「基本情報」

及び別添2の「運営情報」のとおりとする。

5 報告を行う事業者等

報告を行う事業者等は前記3に掲げる指定障害福祉サービス等を運営する事業者であって、県内（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。以下同じ。）に事業所を有する事業者（以下「対象事業者」という。）とする。

6 基準日

この要綱の基準日は、報告を求める年度（以下「報告年度」という。）の4月1日とする。

7 実施期間

本要綱の実施期間は、報告年度の4月1日以降の1年間とする。

8 報告の方法

対象事業者は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」（以下「公表システム」という。）により知事に報告するものとする。

なお、報告の内容、期限等の詳細は、報告年度毎に定める実施要領により報告するものとする。

9 報告の内容

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等の提供実績のある対象事業者は、別添1の「基本情報」及び別添2の「運営情報」を報告する。
- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始した又は開始しようとする対象事業者は、別添1の「基本情報」を報告する。
- (3) 報告に当たっては、可能な限り最新の情報を報告するものとする。

10 報告の開始時期

- (1) 基準日より前に指定を受けた対象事業者は、報告年度の5月初日とする。
- (2) 基準日以降に指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする対象事業者は、当該事業者の指定を受けた日とする。

11 報告の期限

- (1) 基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している対象事業者は、

報告年度の7月末日までとする。

- (2) 基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする対象事業者は、事業者指定を受けた日から1か月以内とする。

12 情報の公表

知事は、対象事業者から報告された情報を審査の上、公表システムにより公表する。

13 情報の公表時期

基準日より前に指定障害福祉サービス等を提供している対象事業者については原則として報告後2か月以内、基準日以降に新たに指定障害福祉サービス等の提供を開始しようとする対象事業者については原則として報告後1か月以内とする。ただし、対象事業者による報告の状況、県による確認作業の進捗状況等により遅れる場合がある。

14 情報の変更の報告等

- (1) 対象事業者は、次に掲げる情報について変更があったときは、10日以内に公表システムにより知事に報告しなければならない。

ア 法人及び事業所等の名称、所在地、電話番号、ファクシミリ番号、ホームページ及びメールアドレス

イ 法人の代表者及び事業所の管理者

- (2) 知事は、(1)に定めるもののほか、必要があると認めるときは、対象事業者に情報の変更を求めることがある。

- (3) 知事は、対象事業者から変更の報告を受けた情報を審査の上、公表システムにより公表する。

15 調査の実施

知事は、対象事業者から報告された情報について、次の場合に調査を実施する。

- (1) 報告された内容に虚偽が疑われるとき
(2) 公表内容について、利用者から苦情等があったとき
(3) 指定障害福祉サービス等に係る運営指導を行うとき
(4) その他特に知事が必要と認めるとき

16 是正命令を受けた事業者に係る情報の取扱い

知事から障害者総合支援法第76条の3第4項及び児童福祉法第33条の18第4項の規定に基づく報告、報告の内容の是正又は調査を命じられた対象事

業者に係る情報については、知事の指示に従い調査又は公表を行うものとする。

17 苦情等の受付窓口

情報公表に係る苦情については、障害サービス課監査グループ情報公表担当(電話 045-210-4736)において受け付ける。

18 その他

対象事業者は、公表する情報について事業所等の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。

また、利用者等が希望する場合は、事業者は、利用者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する障害福祉サービス等情報を添付することが望ましい。

附 則

この要綱は、令和3年5月26日から施行する

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

令和 6 年度神奈川県障害福祉サービス等情報公表実施要領

1 報告の方法

報告は、独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム」により行います。

各事業者は、独立行政法人福祉医療機構から電子メールで送付されているログイン情報（ログイン ID）を用いて「障害福祉サービス等情報公表システム」にログインし、必須項目以外についても、原則全ての項目に入力してください。

ログイン及びシステムの操作方法、各報告事項については、障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板に掲載されている「障害福祉サービス等情報公表システム操作説明書（事業者用）」及びサービス種類別の「記入要領」等を参照してください。

○ 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板

(URL) <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

○ システムのログイン

(URL) <https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/>

2 報告の内容

(1) 報告年度の基準日（令和 6 年 4 月 1 日）より前に指定を受けた対象事業所
「基本情報」及び「運営情報」

(2) 報告年度の基準日（令和 6 年 4 月 1 日）以降に指定を受けた対象事業所
「基本情報」

※ (1)、(2)ともに、報告に当たっては可能な限り最新の情報を漏れなく入力してください。

事業所等の財務状況につきましては、令和 5 年度の財務諸表（損益計算書、資金収支計算書、貸借対照表）を作成中の場合は、令和 4 年度のを添付し、令和 5 年度の財務諸表が完成した際には速やかに修正を行い、再度申請作業を行ってください。

3 報告期限

(1) 報告年度の基準日（令和 6 年 4 月 1 日）より前に指定を受けた対象事業所
令和 6 年 7 月末日まで

(2) 報告年度の基準日（令和 6 年 4 月 1 日）以降に指定を受けた対象事業所
事業者指定を受けた日から 1 か月以内

4 報告情報の確認及び公表

報告いただいた情報は、県障害サービス課において確認の上、報告年度の基準日（令和6年4月1日）より前に指定を受けた対象事業者については原則として報告後2か月以内に、報告年度の基準日（令和6年4月1日）以降に指定を受けた又は受けようとする対象事業者については、原則として報告後1か月以内に公表します。

報告内容に不備等がある場合には、電子メール等により補正を依頼しますので、依頼内容を確認し、速やかに必要な加除修正等を行って再度報告してください。

5 その他

報告いただく内容は、障がい者等がサービスを選ぶ際に必要となる情報です。漢字にルビをふる、抽象的な表現は避けるなど、できる限りわかりやすい記載を心がけてください。

また、変更届を提出した際には情報公表システムの変更も併せてお願いします。